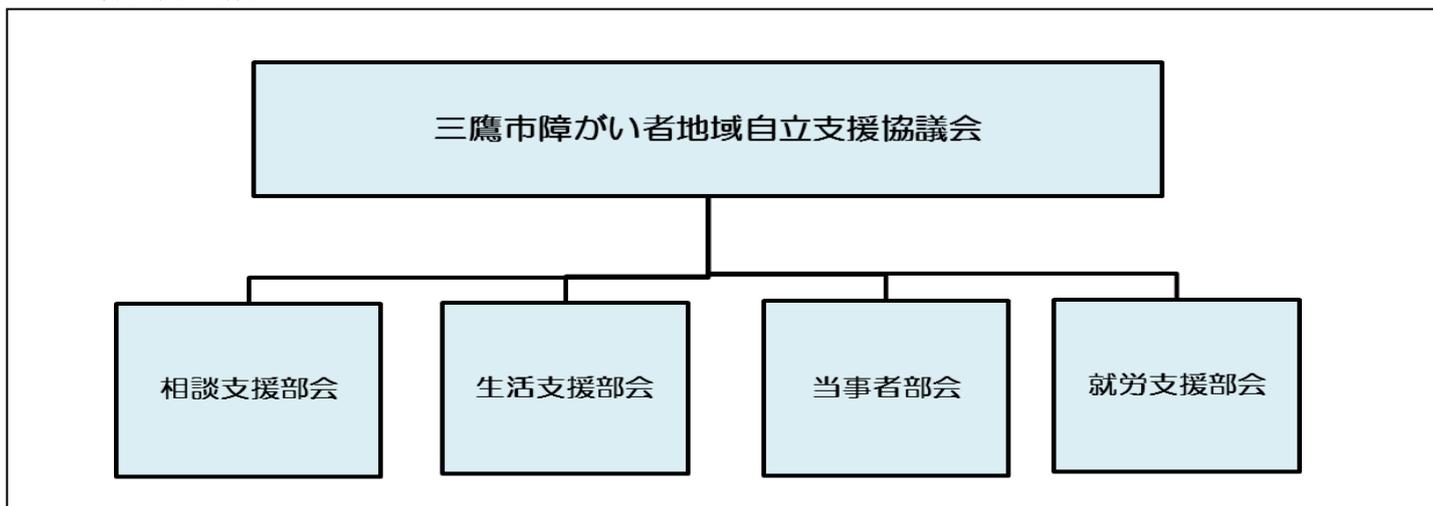


1 三鷹市障がい者地域自立支援協議会の目的

地域における障がい者及び障がい児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、三鷹市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

2 専門部会構成



3 活動内容（案）

	年数	開催回数	内容
第 7 期 (3 年)	1 年目 (R 5 年度)	年 6 回	障がい者 (児) 計画の内容についての協議
	2 年目 (R 6 年度)	年 3 回	地域課題等の情報共有や解決に向けた協議
	3 年目 (R 7 年度)	年 4 回	地域課題等の情報共有や解決に向けた協議 障がい者等の生活と福祉実態調査の実施内容についての協議
第 8 期 (3 年)	1 年目 (R 8 年度)	年 4 回	地域課題等の情報共有や解決に向けた協議 障がい者 (児) 計画の内容についての協議
	2 年目 (R 9 年度)	年 3 回	地域課題等の情報共有や解決に向けた協議
	3 年目 (R 10 年度)	年 4 回	地域課題等の情報共有や解決に向けた協議 障がい者等の生活と福祉実態調査の実施内容についての協議

【変更点】

三鷹市障がい者地域自立支援協議会の目的や昨年度の協議会でいただいたご意見（下記【参考】を参照。）を踏まえ、今後は、地域課題等の情報共有や解決に向けた協議を中心に行う予定です。

また、「3 活動内容（案）」のとおり、地域課題等の情報共有や解決に向けた協議を各年度 3 回で行い、「障がい者（児）計画の内容についての協議」や「障がい者等の生活と福祉実態調査の実施内容についての協議」を行う年度は、開催回数を年 4 回とする。

【参考】

・令和5年11月の協議会で頂いたご意見について（抜粋）

(1) 協議会の親会と部会のありかた	・部会や連絡会で出た地域課題等をどのように協議会に生かしていけばよいか見えてこない。 ・部会の引継ぎがうまくいかず、1年目が実働の動きにいかない年もある。第1回の協議会で部会のグループをつくり、顔合わせができるが良い。
(2) 協議会で話し合う内容や計画策定へのかかわり方	・地域課題の情報共有や解決に向けた協議を3年間で行っていくのが一番理想だと思うが、協議会の回数の足りなさ、計画と実態調査の割合の大きさが課題になると感じる。 ・前回立てた計画がどのように遂行され、結果どうなったのか確認する時間を親会で取れないことがもやもやする。遂行部分は部会でと取り組んでいることである程度チェックできると思う。その内容を親会で報告し、次につながるような話し合いができるが良い。ワーキンググループを作り、課題ごとに担当を分け、その意見を次の計画に生かすなど、次につながることをしたい。 ・皆様の立場や状況によって意見が違ったりする中で、一つにすり合わせていく流れがすごく良いと思う。
(3) 意見の反映方法	・親会に参加している全員が意見を発言できるような場を設けて欲しい。Slack等含め、みんなで課題を話し合えるような何かしらの対策をしていただきたい。

・令和6年1月の協議会で頂いたご意見について（抜粋）

(1) 協議会の親会と部会のありかた	・それぞれの部会で取り組んだことを共有できる場所が親会だと思っている。 ・〇〇部会で出た課題を△△部会でも検討できないかといった意見交換や、他の部会でも議論してほしいといった話し合いをする場が親会だと思っていた。 ・部会活動のフィードバックだけでも十分地域の共通課題を共有することができるのではないか。もっと共有したいのならば、成果発表会のような時間があったほうが良い。 ・各部会で挙げた親会で議論したい課題にポイントを絞り、それを地域課題として親会で議論するのはどうか。 ・部会でこんな内容を議論したが、みなさんはどう思いますかといった意見交換を親会でする方が発展性があるのではないかな。
(2) 協議会で話し合う内容	・協議会の一番の目的は、地域の課題を共有し、解決に向けて協議していくのが本来の姿だと思うが、その課題をどのように設定するかが見えてこない。部会の内容を持ち込むのか、別のテーマを地域課題をしてあげるのか。 ・協議会は、地域課題をずっと話し合っていくのかと思っていた。
(3) 意見の反映方法	・ざっくばらんに話ができる機会を設けてほしい。 ・協議会として良いのか分からないが、懇親会みたいな会を設けて、当事者の人達や委員同士の人達、市の人達とも距離を縮められると良い。

4 障害者総合支援法等の一部改正について

障害者総合支援法等の一部改正（令和6年4月1日施行）により、地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が設けられました。

令和6年度三鷹市障がい者地域自立支援協議会の予定

回	日程	議題など(案)
第1回	令和6年 7月2日(火) 18:30~ 大研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業所の開設について ・ 地域課題の共有・協議について(相談支援部会)(40分) ・ その他
第2回	令和6年 10月10日(木) 18:30~ 大研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 ・ 地域課題の共有・協議について(生活支援部会)(40分) ・ 地域課題の共有・協議について(当事者部会)(40分) ・ 令和7年度の実態調査について ・ その他
第3回	令和7年 1月24日(金) 18:30~ 大研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項 ・ 地域課題の共有・協議について(就労支援部会)(40分) ・ その他

※ 日程や議題は、変更になる可能性があります。